

---

# オープンソースのライセンス模擬試験

---

2010年11月12日(金)

日本Linux協会理事・姉崎 章博(NEC)



# 日本Linux協会 (JLA, Japan Linux Association)

---

- **発足: 1999年4月1日**
- **理念**
  - **Linux環境の健全な発展を扶助します**
  - **Linux文化の普及, 啓蒙活動を推進します**
  - **Linux環境の公益のための活動を行ないます**
  - **中立性を維持し, 開かれた運営と活動を行ないます**
- **主な活動**
  - **linux.or.jp, linux.jpドメインの有効活用**
  - **春: 総会時セミナー開催**
  - **秋: Linux Conference開催**
  - **不定期JLAセミナー開催など**

では、OSSライセンス模擬試験を始めます。

# 解答解説

全15問

四択一

時間10分

**解答用紙はアンケートを兼ねており回収させていただきますので、  
解答は問題用紙にも記入してお持ち帰りください。**

# Q1. OSSに関する次の記述中のa,bに入れる字句の適切な組み合わせはどれか。

OSSの頒布に当たっては、頒布先となる個人やグループを制限 。  
また、OSSを複製したり改良したりして再頒布することは許可されて .

	a	b
ア	してはいけない	いない
イ	してはいけない	いる
ウ	することができる	いない
エ	することができる	いる

(情報処理技術者試験H22秋(IP)午前問77)

## Q1. 答え イ

オープンソースの定義 (OSD) <http://opensource.jp/osd/osd-japanese.htm>

### 5. 個人やグループに対する**差別の禁止**

ライセンスは特定の個人やグループを**差別してはなりません。**

### 3. 派生ソフトウェア

ライセンスは、**ソフトウェアの変更**と派生ソフトウェアの作成、並びに派生ソフトウェアを元のソフトウェアと同じライセンスの下で**頒布することを許可しなければなりません。**

## Q2. 以下のうち、OSSのみからなる組み合わせはどれか。

- ア Apache, Acrobat Reader, Linuxカーネル
- イ Apache, Samba, JRE (Java Runtime Environment)
- ウ Acrobat Reader, JRE, Linuxカーネル
- エ Apache, Samba, Linuxカーネル

### Q2. 答え

#### エ Apache, Samba, Linuxカーネル

ソースコードが入手でき、ソースコードの改変と手を加えたソースコードの再頒布が認められているソフトウェアがOSSです。

より厳密には、Open Source Initiative(OSI)が定義した10項目に沿ったライセンスのソフトウェア、という定義になります。

Acrobat Reader と JRE はソースが公開されていないフリーソフト(フリーウェア)と呼ばれるものです。

### Q3. パブリックドメインソフトウェアとするための条件はどれか。

ア オリジナルのライセンスと同じ条件を適用する。

GPLで課せられる条件の説明

イ 公的機関に対して、ソースコードを公開する。

そのような公的機関はない。

ウ 著作権を放棄する、又は放棄の宣言をする。

エ 著作権を留保したまま、自由な配布を認める。

OSSについての説明

(情報処理技術者試験H21秋(ST)午前II問25)

### Q3. 答え

**ウ 著作権を放棄する、又は放棄の宣言をする。**

Q4. 著作権法の言葉でいうと、OSSライセンスは、プログラムの何の際の許諾か。

- ア 利用 (exploit)
- イ 使用 (use)
- ウ 購入 (purchase)
- エ 販売 (selling)

Q4. 答え

**ア 利用 (exploit)**

## 著作権法

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の**利用**を許諾することができる。

これがライセンス条文

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

Q5. OSSライセンスの言葉でいうと、OSSライセンスは、プログラムの何の際の許諾か。

- ア 実行 (execution)
- イ 再頒布 (redistribution)
- ウ 発注 (order)
- エ 閲覧 (browse)

Q5. 答え

**イ 再頒布 (redistribution)**

new BSDライセンス (一部)

- ・ソースコードを**再頒布**する場合、(**Redistributions** of source code must・・・)
- ・バイナリ形式で**再頒布**する場合、(**Redistributions** in binary form must・・・)

GPLv2第3項 (一部)

- 3. あなたは・・・複製または**頒布**することができる。  
(3. You may copy and **distribute** the Program・・・)

Q6. プログラムのバイナリのみ頒布を禁止していないOSSライセンスはどれか。

- ア GNU GPL (General Public License)
- イ GNU LGPL (Lesser General Public License)
- ウ EPL (Eclipse Public License)
- エ Apache License

Q6. 答え

**エ Apache License**

#### 4. 再頒布 (一部)

・あなたは、ソース形式であれ**オブジェクト形式であれ**、変更の有無に関わらず、以下の条件をすべて満たす限りにおいて、成果物またはその派生成果物のコピーを複製したり**頒布したりすることができます。**

1. ライセンスのコピー 4. NOTICE(帰属告知)

[http://sourceforge.jp/projects/opensource/wiki/licenses%2FApache\\_License\\_2.0](http://sourceforge.jp/projects/opensource/wiki/licenses%2FApache_License_2.0)

Q7. OSSの機能を利用するプログラムを作製した。作製したプログラムも同じ条件で頒布することを求めるOSSライセンスはどれか。

- ア GNU GPL (General Public License)
- イ GNU LGPL (Lesser General Public License)
- ウ EPL (Eclipse Public License)
- エ Apache License

Q7. 答え

**ア GNU GPL (General Public License)**

## 第2項 (一部)

- ・あなたが同じ部分を『プログラム』を基にした著作物全体の一部として頒布するならば、**全体としての頒布物は、この契約書が課す条件に従わなければならない。**

<http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html>

**Q8. GPLのOSSを使い、ソースコードを開示しなかった場合にライセンス違反となるものはどれか。**

- ア OSSとアプリケーションソフトウェアとのインターフェースを開発し、販売している。**
- イ OSSの改変を他社に委託し、自社内で使用している。**
- ウ OSSの入手、改変、販売をすべて自社で行っている。**
- エ OSSを利用して性能テストを行った自社開発ソフトウェアを販売している。**

(情報処理技術者試験H21秋(FE)午前問21改)

**Q8. 答え**

**ウ OSSの入手、改変、販売をすべて自社で行っている。**

GPLも**頒布**の際のライセンスです。

OSSを**物理的に明確に頒布** (この場合、販売) しているのは、ウのケースです。

## Q9. 組み込み機器向けにLinuxカーネルのデバイスドライバをデバイスメーカーが新規に開発した。そのライセンスはどうすべきか。

- ア デバイスマーメーカーが自社の知的財産として利用方法を制限する。
- イ デバイスマーメーカーと組み込み機器メーカーとの交渉結果で利用方法を制限する。
- ウ Linuxカーネルと同じライセンスにする。
- エ 組み込み機器メーカーの知的財産として利用方法を制限する。

### Q9. 答え

#### ウ Linuxカーネルと同じライセンスにする

Linuxカーネルのライセンスは、GPLv2です。

デバイスドライバは、Linuxカーネルと一体となって製品出荷され、カーネル空間で一つのプログラムとして動作しますので、全体としてGPLv2の条件で頒布する必要があります。

## Q10. EclipseのEPL (Eclipse Public License) の説明として間違っているものはどれか。

- ア 独自のライセンス契約に基づいて頒布する場合、ソースコードを当該コントリビューターから入手できることを謳っている必要がある
- イ IBM社が作成したCPL (Common Public License) をベースとしており酷似している
- ウ Eclipseを開発環境として開発したJavaアプリケーションなどはEPLで頒布する必要がある
- エ 「コントリビューター」とは、プログラムを頒布する個人または団体、と定義されている

### Q10. 答え **ウ**

GPLのgccでコンパイルした商用アプリケーションが基本的にGPLにならないと同じように、Eclipseで開発したアプリケーションに通常EPLのプログラムを含まないのでEPLにする必要はありません。

## Q11. Apache License, Version 2.0の説明として間違っているものはどれか。

- ア Apache HTTP Serverのライセンスであり、Javaフレームワーク strutsのライセンスでもある。
- イ オブジェクト形式で頒布する場合は、受領者にライセンスのコピーを渡す必要もない
- ウ 改版前のVersion 1.1は、謝辞 (credit) の表示を必須とする宣伝条項があった
- エ Apache License, Ver2.0のOSSとGPLv2のOSSとは結合して、一つのプログラムとしては頒布できない

### Q11.答え **イ**

#### 4. 再頒布 (一部)

- ・あなたは、ソース形式であれ**オブジェクト形式であれ**、変更の有無に関わらず、以下の条件をすべて満たす限りにおいて、成果物またはその派生成果物のコピーを複製したり**頒布したりすることができます。**

- 1.成果物または派生成果物の他の受領者に**本ライセンスのコピーも渡すこと。**

## Q12. 著作権法において、保護の対象とならないものはどれか。

- ア インターネットで公開されたフリーソフトウェア
- イ ソフトウェアの操作マニュアル
- ウ データベース
- エ プログラム言語や規約

(情報処理技術者試験H21春(FE)午前問78)

### Q12. 答え

#### エ プログラム言語や規約

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

(省略)

九 プログラムの著作物

2 (省略)

3 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。

(省略)

第十二条の二 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

(著作権法)

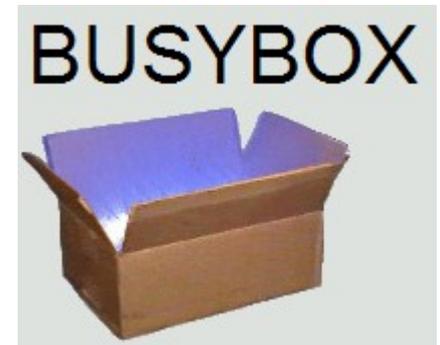
**Q13. 2009年12月、米国であるOSSのソース開示しなかったため、14社が提訴された。そのOSSは何か？**

- ア Linuxカーネル**
- イ GCC**
- ウ BusyBox**
- エ MySQL**

**Q13. 答え**

**ウ BusyBox**

<http://www.busybox.net/>



**ファイルサイズが小さく。Linux家電で良く利用。**

**GPLv2。家電製品で利用した場合、BusyBoxのソース開示が必須となる。**

<http://www.softwarefreedom.org/news/2009/dec/14/busybox-gpl-lawsuit/>

# 2009年12月14日 SFLC、Best Buyなど14社をGPL違反で提訴

SFLC : Software Freedom Law Center

<http://japan.cnet.com/news/biz/story/0,2000056020,20405353,00.htm?tag=nl>

1. **BestBuy's Blu-ray DiscPlayer**

ブルーレイ・プレイヤー

○ 2. **Samsung's LCD HDTV's**

○ 3. **Westinghouse's LCD HDTV**

HDテレビ

4. **JVC's LCD HDTV and IP Network Camera**

5. **Western Digital's WD TV HD Media Player**

デジタルサイネージ

6. **Bosch's Security System DVR**

7. **Phoebe Micro's wireless routers and IP Motion Wireless Camera**

監視カメラ

8. **Humax's HD HDTV DVR**

○ 9. **Comtrend's bonded modems**

○ 10. **Dobbs-Stanford's digital media player**

11. **Versa Tech's weatherproof dual radio outdoor wireless access point**

12. **ZyXEL's 4 Port Router**

ルーター

13. **Astak's security camera system with DVR and security system DVR devices**

○ 14. **GCI's digital music controller**

6月7日までに和解

<http://www.softwarefreedom.org/news/2010/jun/07/motion-against-westinghouse-digital-electronics-gp/>

8月3日、欠席裁判で販売停止命令 + 9万ドルの損害賠償金 + 訴訟費用(約4万7千ドル)

<http://sourceforge.jp/magazine/10/08/05/1045202>

<http://conservancy.softwarefreedom.org/news/2010/aug/03/busybox-gpl/>

## Q14. 著作者の了解を得ないで次の行為を行った場合、著作権法に照らして**適法**な行為はどれか。

- ア 購入したCDの楽曲を自分のPCにコピーし、PCで毎日聴いている。
- イ 購入したCDの楽曲を自分のホームページからダウンロードできるようにしている。
- ウ 自社製品に関する記事が掲載された雑誌のコピーを顧客に配布している。
- エ 録画したテレビドラマを動画共有サイトにアップロードしている。

(情報処理技術者試験H22春(IP)午前問25)

## Q14. 答え **ア**

著作権法 <http://www.cric.or.jp/db/article/a1.html>

第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。|

➡ **イ、エ Webへのアップロードは、著作者が専有する公衆送信権を侵害しているわけです。|**

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

➡ **ウ 自社製品に関する記事でも雑誌の複製権は、著作者である記者にあり、記者の専有する複製権を侵害しています。|**

第三十条 著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合

# Q15. GNU GPLのプログラムAと、自分で開発したプログラムB/Cとの関係について正しい説明はどれか。

ア AのGPL伝播を遮断するために、Bとの間に、LGPLのプログラムXを挟むとGPL伝播しない。  
 遮断するような「伝播」動作が発生するわけではない

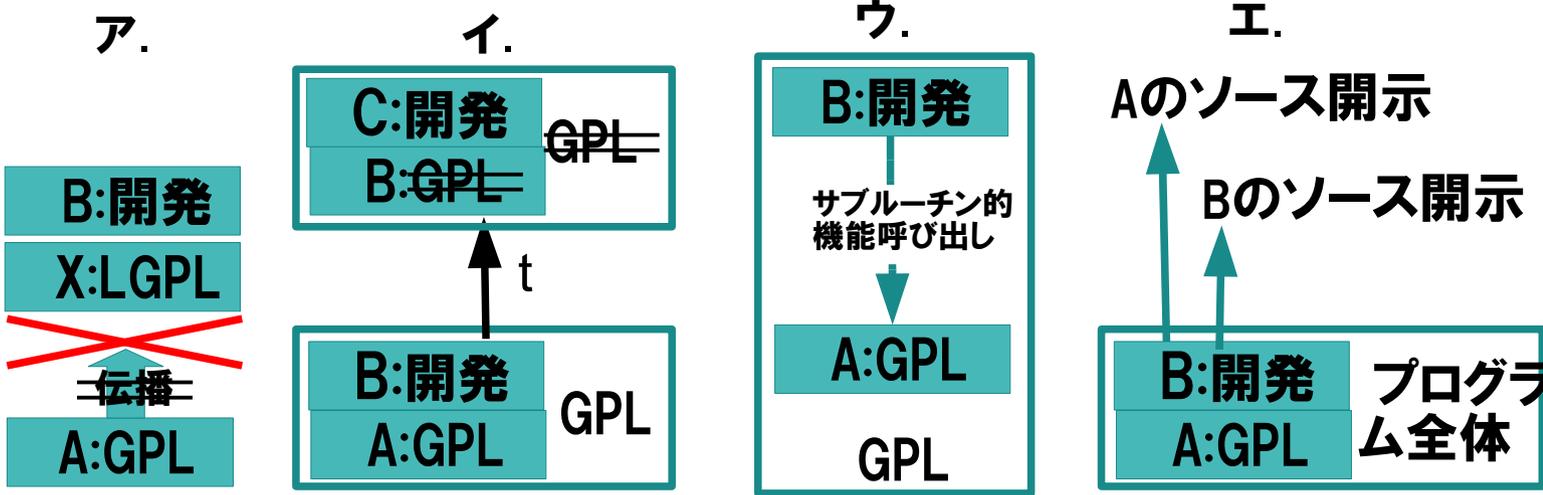
イ BをAと一緒にしてGPLとして頒布した場合、BはGPLとなり、その後、BをCの一部として頒布するとCもGPLとして頒布しなければならない  
 GPLにならない

ウ BがAの機能をサブルーチン的に利用していても、Aをリンクしていなければ、BをGPLで頒布する必要はない。  
 プログラム全体の著作物の条件に「リンク」は無い

エ Aのソースコードはもちろん、Bと一緒にしてA含む全体のプログラムの一部として頒布する場合、Bのソースコードも開示しなければならない。

## Q15.の答え エ

しかし、あなたが同じ部分を『プログラム』を基にした**著作物全体の一部として頒布するならば**、全体としての頒布物は、この契約書が課す条件に従わなければならない。GPLv2第2項のa)b)c)の後のパラグラフの最後の部分



# 参考サイト

NEC OSSライセンス・コンプライアンス コンサルティング・サービス

<http://www.nec.co.jp/oss/IPconsul/>



**jala**